

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	上原建設
主たる営業所の所在地	兵庫県養父市
許可番号	兵庫県知事（般－２）第 651512 号
許可を受けている建設業の種類	建、大

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 7 月 18 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示</p>
処分の原因となった事実	<p>上原建設は、その業務に関し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により、豊岡簡易裁判所において、罰金 20 万円の判決を受け、令和 6 年 5 月 17 日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。</p>